



ルネサスエレクトロニクス株式会社

社外取締役の独立性基準

ルネサスエレクトロニクス株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社のコーポレートガバナンスが適正な水準の客観性と透明性を確保するため、社外取締役が十分に独立しているかどうか、すなわち、当社との間で利益相反の可能性がないかを判断するための基準を策定しました。

従いまして、会社法上の要件および東京証券取引所の定める独立性基準を満たし、かつ、下記の分類のいずれにも該当しない個人のみが、当社の社外取締役となるための十分な独立性を有しているとみなされます。

なお、役員とは、取締役、執行役、監査役または各国の法令においてこれらに準ずる立場にある者をいい、役職員とは、役員および従業員（執行役員を含みます。）をいいます。

1. 事業上の関係（当社の重要な顧客）

当該社外取締役が当社の重要な顧客の役職員である場合。

- * 当社の重要な顧客とは、過去 3 年間における当該顧客に対する売上高（連結ベース）の当社の連結売上高に占める割合の各年度の平均が 2 %を超える顧客、または、これに準じる重要性を有する当社製品の直接または間接の需要者をいいます。

2. 事業上の関係（当社を重要な顧客とする取引先）

当該社外取締役が当社を重要な顧客とする取引先の役職員である場合。

- * 当社を重要な顧客とする取引先とは、過去 3 年間における当社に対する売上高（連結ベース）の当該取引先の連結売上高に占める割合の各年度の平均が 2 %を超える取引先をいいます。

3. 事業上の関係（重要な資金調達先）

当該社外取締役が当社の連結総資産（直近事業年度末）の 2 %を超える資金を当社に提供する金融機関その他資金調達先の役職員である場合。

4. 事業上の関係（専門家）

当該社外取締役本人または当該社外取締役が所属する組織が当社に対して専門的なサービス（会計、法律またはコンサルティングサービスを含みますが、これらに限りません。）を提供している場合。

- * 組織によりサービスが提供されている場合、過去 3 年間に提供されたサービスに対する報酬額（連結ベース）が当該組織の連結売上高に占める割合の各年度の平均が 2 %を超える場合、また、個人によりサービスが提供されている場合、過去 3 年間ににおける報酬額（連結ベース）の平均額が 1,000 万円を超える場合に限りです。

5. 資本関係（主要株主・出資先）

- ・ 当該社外取締役本人または当該社外取締役が役職員を務める組織が当社の総株主の議決権の 10%以上の議決権を直接または間接に保有している場合、または
- ・ 当該社外取締役が役員を務める組織の主要株主または出資者（総株主の議決権または総出資額の 10%以上）に当社または子会社が含まれる場合

6. その他の重要な関係（従業員）

当該社外取締役が当社または当社の子会社の従業員である場合

7. その他の重要な関係（会計監査人）

当該社外取締役が当社の会計監査人の社員もしくはパートナーまたは当社の監査を担当したメンバーである場合

8. その他の重要な関係（寄付先）

当該社外取締役が当社または当社の子会社から過去 3 年間のいずれかの年において 1,000 万円を超える寄付金を受領している場合またはかかる寄付金を受領している組織の役職員である場合

9. その他の重要な関係（近親者）

当該社外取締役が当社または当社の子会社の経営を管理する者（執行役員以上の者）または過去 3 年間にこれらの立場にあった者の配偶者、2 親等以内の近親者または同居者である場合

上記 1 ないし 5、7 および 8 については過去 3 年間、6 については過去 10 年間にこれらに該当した者を含む。

2022 年 9 月 28 日：制定

2024 年 3 月 28 日：改正

独立性判断基準一覧表（概要）

カテゴリ	項目	基準
事業上の関係	当社の重要な顧客	当該顧客に対する売上高（連結ベース）が当社の連結売上高の2%超*、または、これに準じる重要性を有する当社製品の直接・間接の需要者 * 過去3年間における平均割合
	当社を重要な顧客とする取引先	当社に対する売上高（連結ベース）が当該取引先の連結売上高の2%超* * 過去3年間における平均割合
	重要な資金調達先	資金提供額が当社の連結総資産*の2%超 * 直近事業年度末
	専門家	専門サービス*の提供者（報酬額が当該組織の連結売上高の2%超・個人の場合1,000万円超*） * 会計、法律、コンサルティングサービスを含みます。 * 過去3年間における平均割合および平均額
資本関係	主要株主	10%以上
	出資先	10%以上
その他	従業員	当社および子会社
	会計監査人	当社の会計監査人* * 過去3年間
	寄付先	1,000万円以上* * 過去3年間のいずれかの年
	近親者	当社または当社の子会社の経営を管理する者*の配偶者、2親等以内の近親者、同居者 * 執行役員以上の者